

陸上自衛隊帯広駐屯地

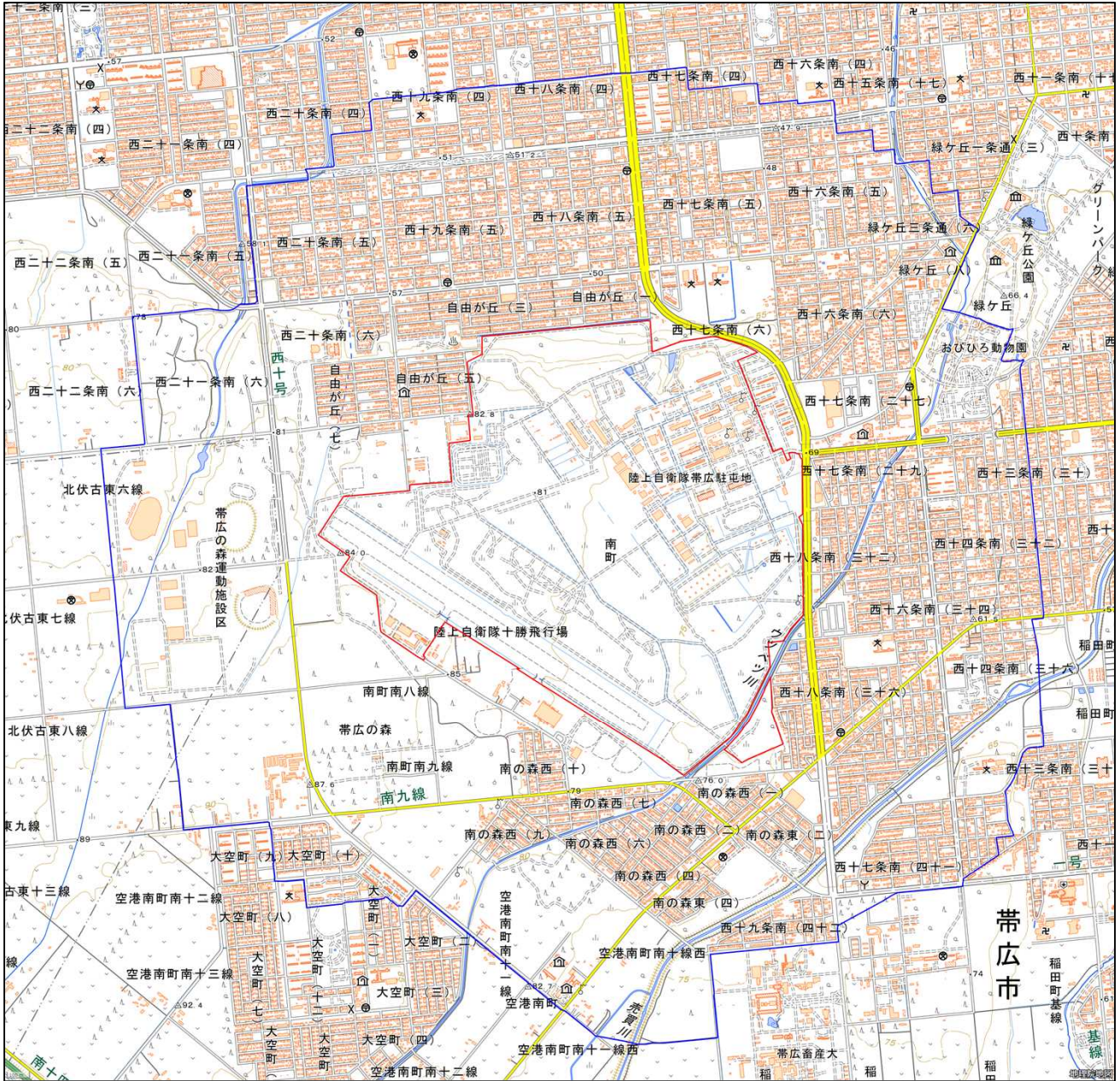
対象防衛関係施設 の所在地	北海道帯広市	南町南七線三十一番地
対象防衛関係施設 の区域	北海道帯広市	西十七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十八条南六丁目、西十九条南六丁目、南町南六線（次の図面に示す部分に限る。）、南町南七線（次の図面に示す部分に限る。）及び南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	北海道帯広市	稲田町西二線（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町南八線西（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町南九線西（次の図面に示す部分に限る。）、大空町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十丁目及び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西三線（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西四線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十線、空港南町南十線西、空港南町南十一線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十一線西（次の図面に示す部分に限る。）、自由が丘一丁目から七丁目まで、西十三条南二十七丁目から三十六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、西十四条南二十八丁目から三十七丁目まで、西十五条南二十八丁目から四十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十六条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十七条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十八条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十九条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、三十五丁目から三十八丁目まで、四十一丁目及び四十二丁目、西二十条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、西二十一条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘七丁目から九丁目まで、緑ヶ丘一条通六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘二条通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、緑ヶ丘三条通四丁目から六丁目まで、南の森西一丁目から十丁目まで、南の森東一丁目から四丁目まで、南町南六線、南町南七

		線、南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町南九線（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道河西郡芽室町	北伏古東六線、北伏古東七線及び北伏古東八線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊帯広駐屯地周辺地域 (北海道帯広市南町南7線31番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

